



新憲法の直接拘束法として、必須かつ不可欠の立法であること、特に御留意願いたしと存する次第であります。以上一般的御説明を申し上げまして、各逐條に對しましては専門調査員より御説明申し上げることにならざりたいと存じます。

法案の逐條について御説明申し上げたいと思ひます。

第一條であります。この法律は憲法の保障する身体の自由に対する不法侵害を排除して、簡便な方法で被害者を現実に、かつ迅速に救済することを目的とする、非常例的な措置を規定した法律であつて、本條はその適用範圍を明らかにしたものであります。この法律によつて救済の対象となるものは、現に身体の自由を拘束されている者でありまして、その自由拘束が法律上正当な手続によらないで、不法に行われた場合に、この法律が適用されるのであります。「自由を拘束される」と申しますのは、身体の自由が侵害されるすべての場合を包含するのでありまして、逮捕、監禁、抑留、抑制、拘禁、軟禁等々いかに身体上の自由を奪われ、または制限される、いかなる場合をも含める趣旨であるのであります。拘束という文句は、この廣い意味を表わす言葉として用いたのでございまして、さうして拘束されておるかどうかということは、事實問題として決せられるわけでありまして、法律上正当な手続によらないで、というものは、身体の拘束が法規に定める手続に従わないこととあります。拘束が実体法上正当であるかどうかということは問われないのであります。従つて拘束が犯罪に基く

かどうか、有罪であるか無罪であるかというふうなことは関係ないのである。たとへば犯罪を構成していない場合でも、適法な勾留状で拘束されている場合には、人身保護の請求は差支されることにはなりません。これに反して勾留状に形式的な欠点があれば、たとへば犯罪が成立していても、人身保護の請求は認められることにはなりません。それでありますから、法律上正当な手続ということの要件は、拘束が形式的に法規の根拠に基いておるといふこと、それから拘束が法律の定める手続、方式に従つておるといふこと、三番目に、拘束がその権限のある者によつて行われておるといふことなどでありまして、この要件を欠くときには手続上不法ということになるものであります。「法律上正当な手続によらない」といふのは、その意味であつて、相當の意味をもつておるのであります。それでありまして、犯罪嫌疑によつて刑事事件として拘束された場合におきましても、拘束、すなわち逮捕、勾留が刑事訴訟法の規定に基く令状によらないような場合、また令状がその方式、要件を具えていないような場合、及び令状が権限ある裁判官によつて発せられないような場合には、いづれも不法な拘束となるのであります。

次に不法な拘束から現実には免れられ、身体の自由を完全に回復せしめることがすなわち救済であるのであります。非常救済と称せられるわけでありまして、この救済を求めることが人身保護の請求でありまして、この請求は憲法によつて與えられ、保障されました

権利であります。特權と称せられておるところのものであります。この権利の本質は、身体の自由、すなわち私権の保護を請求する、私権保護の請求権の一種にほかならないことは、先ほど申し上げた通りであります。本條に「救済を請求す」として、「請求」という文字を使つておるのは、右の理由からであります。また憲法第三十四條の後段に「要求があれば」といふ文句があるのであります。この人身保護の請求として現れたわけでありまして、本法によつて救済の対象となる不法な拘束には、公権力による場合と、個人の私力による場合とがあるわけでありまして、すなわち第一は刑事事件または行政事件に關して、公権力による不法な拘束であります。たとへば司法官權の正当な令状がなくして逮捕または拘留しておる場合、拘留の原因が消滅したにもかかわらず、拘留を取消さないで継続しておる場合、拘留の更新決定の手続をしていないで拘留を継続しておる場合等があげられるわけでありまして、第二は個人の私力または私的團體による不法な拘束であります。たとへば政争關係、選挙關係、あるいは労働争議等の關係から反対派の人物を拘留したり、軟禁その他の方法で身体の自由を奪ひ、または制限する場合、あるいは精神病者でない者を精神病者として、病院または私宅の監置室に監置しておるような場合、未成年者に対する監護権のない者が未成年者を懲戒場に入れておるような場合、あるいは抗夫をいせしめておるといふような場合に生ずるわけでありまして、

つたときに、被拘束者本人のみならず、現実の侵害を排除するために救済を請求するといふことは、事実上非常に困難な問題であります。かつ速やかに救済をなす必要があるといふことから被害者の親族、友人、隣人等、何人でも被拘束者のために、裁判所に救済を求めることができるといふことにしたのであります。これは本人の代理人としてなすのではなくして、本人のために獨立して自己の名をもつてするのでありまして、本人の救済が簡便かつ迅速に實現されることを期待したわけでありまして、

次に第二條について御説明申し上げます。第一條に規定した身体の自由を不法に拘束された者が、救済を求め、請求、すなわち人身保護の請求は、弁護士を代理人としてすることを原則としたのであります。人身保護の請求は、實際におきかたなり濫用されはしなかつたといふことをおそれるものでありまして、少くとも本法施行の当初におきましては、相當濫用のおそれがあるものと考へられます。そこで正当な刑事訴訟の手続が妨げられるようなことがあつてはならない。米國の判例によりまして、戦争のために徵用された者の父親が、苦役のためにむすぶが監禁されたのは不法だといふことで、人身保護令の請求をしたといふような例もあるといふふうにお聞き及んでおりますので、この人身保護の令状、すなわち命令の手續は、強力な効果的なものでありますから、これが濫用を防止するため、拘束が不法であるかどうかといふことについて、法律上並びに事實上の判断の能力を有する者、あるいは責任ある者といふような趣旨から、弁護士を代理人として人身保護の請求をなすべきものといたしましたのであります。しかしながら特別の事情がある場合には、弁護士を代理人としないうで請求者がみずから裁判所に請求することも、例外として許すといふこととあります。特別の事情とは、たとへば請求者の所在地に弁護士がないとか、あるいは弁護士を依頼する資力がなく、急迫であつて弁護士を依頼する余裕がないといふ場合を言うのであります。

第三條に移ります。本條は人身保護請求の管轄裁判所を規定したものであります。憲法の三十四條後段の規定に基く人身保護の請求は、身体に対する不法な拘束が、公権力または強大な私人もしくは私人團體の力で行われ、下級裁判所の手にのらないといふような場合もありません。またこの請求は全国的に統一して処理されねばならぬと同時に、その濫用を防ぐべきであるといふような理由から、その管轄を最高裁判所の専屬とすべきものであります。さういふ趣旨もあつたのであります。これはまた一面英國の沿革によります。人身保護令状は王の特權に屬する令状であつて、また非常例的な救済手段として王座裁判所、詳しく言えば最高裁判所の中の高等裁判所の王座部を構成する裁判官の管轄に屬してはいるのであります。しかしながら英國のようには人身保護請求事件が、一年間に十数件に過ぎないといふ國情と違ひまして、民主主義憲法のもとに出発した現在のわが國では、本法施行とともに、相當数の請求事件が提起されるものと思ひます。またそれのみならず人身保護命令の手續は、簡便かつ迅速に行われ

これらの点に鑑みまして、地方裁判所及び高等裁判所、もちろんこれはそれぞれの支部を含むわけでありすが、その裁判所をもつて人身保護の請求を受けるの初審裁判所としたわけでありすが、これは最高裁判所は何ら裁判権がないかといふと、そうではありませぬ。最高裁判所は、人身保護の命令の手続については監督権を有するものといひまして、かつ必要に応じてみずから審理する権能を有するといふ建前をとつて、初審として人身保護の請求を受理する管轄権はありませぬけれども、下級審である地方裁判所または高等裁判所に係属する事件をいつでも引取つてみずから処理し得る権限を有するものとしたのであります。これは第十九條にそのむねの規定をおきました。なお最高裁判所の上訴管轄については、第十八條に規定してあるわけでありませぬ。

右申しましたごとく、人身保護請求の管轄裁判所は、地方裁判所と高等裁判所と兼合してゐるのでありますから、請求者は任意に管轄権のあるいずれの裁判所にも請求することができるとあります。そうして裁判所の土地管轄は、原則として被拘束者の所在地を基本として定められるのでありますが、その人身保護の請求にあつては被拘束者の所在が不明であるような場合には、管轄裁判所がきまらないことになりませぬから、その欠陥を防ぐとともに、人身保護命令の手続が簡便かつ迅速を旨とするといふ趣旨に鑑みまして、当初は被拘束者その他の関係者の所在地を管轄すといふふうに規定したのでありますが、どうもこの関係者といふような言葉が、少し明瞭を欠くといふよう

に考えられましたので、参議院において第一次修正を考えました際に、この点は、被拘束者または拘束者の所在地を管轄すといふふうに改めたいと思はれて、この土地の管轄は、かなり自由闊汎なものとなつてゐるのであります。次に人身保護の請求は書面をもつてするのが通例でありませぬけれども、請求者が無筆であるような場合、あるいは司法書士も存在しないなどの場合も考えまして、裁判所に出頭して口頭で請求することを認むといふこととしたのであります。この場合には裁判所は請求の趣旨、その理由等、請求の要件を聞き取つて調書を作成するのであります。これらの手続規定は最高裁判所の規則によつて定められることになつておられます。

次に第四條にありますが、「請求書には、請求の趣旨及び理由を記し、且つ必要なる確明資料を提供することを要する」といふ規定がなされておられます。この後、いふゆる当事者の表示がなされ、その後、いふゆる拘束者及び拘束者といふようなものを、まず記載することが適當であるといふので、この点はお手もとに差上げました。人身保護法案中修正案に書き加へた通り「請求書には拘束者及び被拘束者を表示し」といふことを附加することにいたしました。本條は人身保護の請求の要件を規定してあるのであります。人身保護の要件は、人身保護の請求の開示と確明資料の提供であります。請求書の記載要件は、今申し上げました修正案と原案とを參照をお願いいたします。まず拘束者及び被拘束者の表示

それから請求の趣旨、請求の理由、殊にその知れおる拘束の場所などの表示でありませぬ。請求の趣旨は、御承知のように拘束者に対して人身保護命令を發給して被拘束者の釈放を求めるといふ申立を言ふのであります。請求の理由と申しますのは、請求の趣旨の原因たる事実、すなわち拘束が不法であること、事実関係を言ふのであります。従つて拘束された日時、拘束された方法、經過的な事情、拘束者には拘束の権限がないといふこと、殊に正式の令状によらないといふことなどを含んでおるわけでありませぬ。知れおる拘束の場所といふのは、これに關連しまして拘束者もまた、これであるかといふことがわからないような場合も考えられるのでありますから、その拘束者が何人であるか、また拘束の場所がどこであるか、それが知れておるときには、当然請求の理由の中に記載されるわけでありませぬが、それが不明である場合も少なくないのであります。かゝる場合も少くないので、請求が不適法でないかといふ点、請求が不適法とならぬのではないのであります。しかしこれらのことは請求の理由のうち重要なことであるから、確定的に明らかでないような場合でも、大体推定し得るような拘束者または拘束の場所を記載すべきものと考えませぬ。請求を受けた裁判所は、これを調査する手がかかりとするために必要があるからであります。それらがまつたく不明の場合には、請求書にその旨を記すことが適當であらうと思ひます。人身保護請求の要件をいたしましたは、以上の要件を表示した請求書提出するか、または口頭陳述をするにとともに、必要な

確明資料を提供することを要するのであります。この必要な確明資料と申しますのは、請求の理由を確明するに足る資料でありまして、すなわち不法拘束の事実、その方法、經過的な事情などを確明するのでありますから、資料としましては関係者の陳述書、証明書その他の文書、あるいは名刺、写真といふような類のものであります。口頭陳述による場合には、請求の際に裁判所に出頭した関係人の陳述もまた確明資料となるといふふうに考えておられます。

次に第五條に移ります。第五條は「裁判所は、請求がその要件又は必要な確明を欠いておるときは、決定をもつてこれを却下することができるといふ規定であります。人身保護の請求を受けた裁判所は、請求の要件である請求書または口頭陳述の要件を欠き、または必要な確明資料の提出がないとき、請求を却下することができるといふのであります。すなわち不適法として却下するといふことは、受理裁判所の自由裁量によるのでありますから、請求書または確明資料が不完全であるからといふて、ただちに却下すべきものではないのであります。必要に応じて補正せしめることが適當であります。この人身保護命令の手続は非常例的な措置であつて、迅速かつ簡便に、何人でも容易に利用し得ることを目的とするものでありますから、一應は適法としてこれを認容するといふ建前をもつて処理することが必要であります。ただ請求の理由自体が拘束が不法でないことが明白である、あるいは請求が濫用であるといふような心証を得た場合、また

補正を命じてもこれに應じないといふ場合には、却下すべきであらうと考へるのであります。その不適法で却下しますといふ場合につきましては、抗告その他の不服の方法は認められていないのであります。ある管轄裁判所に却下された場合に、他の管轄裁判所にさらに請求することは、これを許すべきものと解釈しておるのであります。これがすなわち再審査の請求とでも申しましうか、この再審査の請求を許すためには、却下の決定をただちに確定せしめることなく、権限のある裁判所に、いつでも繰返して請求し得るものとするのであります。この請求の反復を許すといふことは、弱者を保護するといふ趣旨から、沿革上認められておるのであります。この場合に一事不再理の原則は適用されないものであります。英米法では右と同様に、権限のあるすべての裁判官に申し立て得るといふ仕組みになつておるのであります。結局人身保護の精神を徹底せしめるといふ趣旨から出るのであります。

次に第六條であります。「第一條の請求を受けた裁判所は、申立に因り又は職権をもつて、適當と認める他の管轄裁判所に事件を移送することができ」とこの條文を参議院における第二次修正で「申立に因り又は職権をもつて」といふのは、少し不明確であるから請求者の申立に因りて、請求者といふ文字を附け加へるといふことに考えられておられます。これは同じような内容の事件が、あちこちに提起されたといふ場合に、それをある一箇所に固めて処理することを適當とするやうな場合とあるいは事件の性質上、ある地方の

は補正を命じてもこれに應じないといふ場合には、却下すべきであらうと考へるのであります。その不適法で却下しますといふ場合につきましては、抗告その他の不服の方法は認められていないのであります。ある管轄裁判所に却下された場合に、他の管轄裁判所にさらに請求することは、これを許すべきものと解釈しておるのであります。これがすなわち再審査の請求とでも申しましうか、この再審査の請求を許すためには、却下の決定をただちに確定せしめることなく、権限のある裁判所に、いつでも繰返して請求し得るものとするのであります。この請求の反復を許すといふことは、弱者を保護するといふ趣旨から、沿革上認められておるのであります。この場合に一事不再理の原則は適用されないものであります。英米法では右と同様に、権限のあるすべての裁判官に申し立て得るといふ仕組みになつておるのであります。結局人身保護の精神を徹底せしめるといふ趣旨から出るのであります。

裁判所ではこれを行うことが適當でないといふことも考へられますので、その場合には、請求者の申立により、または裁判所の職権で他の適當な管轄裁判所に移送するといふことを規定したわけでありませう。

第七條は「裁判所は、前二條の場合を除く外、審問期日における取調の準備のために、直ちに拘束者、請求代理人並びに關係者の陳述を聴いて、拘束の事由その他の事項について、必要な調査をすることができ、前項の準備調査は、部員をしてこれをさせることができる」といふ規定であります。このうち第一項の「關係者の陳述を聴いて」といふ關係者といふのは、參議院におきまして「その他事件關係者」といふふうに改められました。また第二項の「部員」とありますのも、「合議体の構成員」といふふうに改めております。本條は人身保護の命令を發するかどうかをいふことを決する、準備調査に関する規定であります。人身保護の請求を受けた裁判所が、この請求を不適法として却下するか、または他の適當な管轄裁判所に移送する場合は、請求が理由があるかどうかを審理するため、審問期日を開くかどうか、人身保護命令を發給するかどうかといふことを決定せねばならないのであります。

が、請求書の記載、疏明資料だけでは、右の決定をするに不十分である場合が相当多からうと思ひます。殊に請求書の記載等では拘束者が不明であるか、拘束者は知れてゐるがその所在が不明であるという場合には、人身保護命令を發することが事実上できないわけでありませう。かような場合には拘束者が何人であるか、その所在並びに拘束

東の場所はどこであるかを、取調べる必要があるものであります。また人身保護命令發給の手續をするかどうかを決定するために、拘束の事由、すなわち拘束の原因、事実、その方法、その法理的根拠、その手續方式等についても、ある程度の取調をする必要があるものであります。これらに必要な事項の取調をいたし、すなわち拘束者、請求者の代理人、または請求者本人の陳述を聴くのであります。必要があればその他の關係者の陳述をも聴くべきであると思ひます。この取調の結果は、後日の審問期日における取調の準備となるのであります。

右の準備調査は、受理裁判所の合議体の構成員たる部員、すなわち言葉に換へますと、受命判事をしてさせることもできるというところにしたのであります。準備調査は民事訴訟の準備手續に類似するものであり、非公開で職権主義によつて行われるのであります。その方法、手續については、最高裁判所の規則をもつて適當に定める趣旨であります。準備調査は前に申しましたように、審問期日における取調の準備として、拘束の事由すなわち拘束の原因、事実、方法を調査するものであります。拘束が法律上正当の手續によらぬ不法なものであるかどうかを、終局的に決定し得るまで、徹底的に調査するのではないのであります。審問期日を開くために、拘束者に人身保護命令を發する必要があるかどうかといふことを決し得る程度に、拘束の事由を調査するのであります。すなわち調査の結果、人身保護命令を發する必要がないまでに、請求の理由がないといふことが明白であるときに

は、決定をもつて請求を棄却することになるものであります。これが第九條に規定してあることでもあります。この棄却決定をなす場合のほかに、人身保護の命令を發することになるものであります。それは第十條の第一項にありませう。それでありませうから準備調査は、人身保護の請求が要件を具備して適法であつても、ただちに人身保護の命令を發しない、審問期日を開いて取調をなす必要の有無を決定するために、拘束の事由に関する一應の調査として行われるのであります。従つて人身保護の請求に対して、人身保護の命令を發すること、ある程度のブレイキを加へ、制限を與へるといふ作用をするに相なりませう。だから請求とその要件を完全に具備し、疏明資料も一應整つてゐるという場合には、準備調査は必ずしもその必要がない場合もあるものであります。従つて裁判所はその自由裁量によつて、この準備調査を省略して、ただちに第十條の審問期日を定め、人身保護命令を發することもできるのであります。

要します。準備調査は、一面においては審問期日の準備調査でありませうが、他面においては人身保護命令がきつめて実効的であるだけに、これを發することを慎重にいたしまして、かつ當事者に濫用されることを防ぎますとともに、また刑事訴訟の手續を妨げることもないようにする趣旨で設けられたもので、人身保護命令發給の橋渡し的作用をなすのでありますから、これらの点を考慮に入れて、準備調査を省略すべきか否かといふことが決せらるべきであると思ひます。第八條の原次に第八條であります。第八條の原

案は參議院の修正で大分直すことになりております。原案はお手もとにございますから、朗誦を省略いたしました。訂正の点を申し上げますと、「條件」として、弁護士の保証の下に、又は保証金を立てさせ若しくは立てさせないで、「一時釈放」といふことを全部これを削つて、弁護士の保証といふことをやめたわけがあります。それで原案を訂正して修正案を申し上げますと「裁判所は、必要があると認めるときは、第十四條の判決をする前に、決定をもつて、仮りに、被拘束者を拘束から免れしめるために、何時でも呼出しに應じて出頭することを誓約させ、その他適當と認める條件を附して被拘束者を釈放し、その他適當な処分をすることができ、その他適當な処分をすることができ、そのうち第二項を附け加へました。そうして「第二項を附け加へました」といふのは、勾引することによって頭しない、被拘束者が呼出しに應じて出頭しないといふように改めたのであります。本條は仮釈放に関する規定であります。本條は仮釈放に関する規定であります。本條は仮釈放に関する規定であります。

その間に不法と認められるような拘束を継続することは、人身保護の目的を没却することになると考えられます。また拘束者が被拘束者を遠隔の地に移動させたり、または隠したりするようなおそれがあるときに、審問期日に出頭せしむるために、被拘束者の身柄を適當に押えておく必要もあるものであります。そこでさしあたり一時的に被拘束者を拘束から免れしめるために、何

時でも裁判所の呼出しに應じて出頭するといふことを誓約させまして、その他適當な條件を附して、一時的にこの拘束者から被拘束者を釈放し、または特定人の監督のもとに置くといふことなど、適當な処分をすることができるといふことにしたのであります。

次に第二項を加へましたのは、さうに制約をさせまして、一時釈放した被拘束者が、呼出しに應じて出でこないような場合には、これは手續としてはどうしても勾引せざるを得ないのであります。提案当初におきましては、その不出頭の場合における勾引などは、裁判所の規則をもつてまかなつたらといふ考へをもつておつたのであります。が、事いやくも基本的な人權に関するようなことになりませうので、これはやはり本法の中に規定した方が適當であるといふので、第二項を附け加へたわけでありませう。

次に第九條であります。第九條 準備調査の結果、請求の理由のないことが明白なときは、裁判所は審問手續を経ずに、決定をもつて請求を棄却する。前條の処分をしたときは、裁判所は前項の場合に、被拘束者を出頭せしめて拘束者に引渡す。といふことに相なつております。これは準備調査の結果、請求を棄却する場合に関する規定であります。裁判所が第七條の準備調査をした結果、人身保護の請求の原因である拘束が不法ではない。正当の理由に基づくといふことが明らかとなり、請求はその理由がないといふことが明白になつたときには、裁判所は審問期日を定めて、人身保護命令發給その他審問手續を経ないで、決定をもつて請求を棄却するのであります。右の請求棄却

決定をなす場合には、請求の理由のないことが明白の場合に、たとえは裁判所の正当な公式な命令に基いて勾留されておることが判明した場合等、請求の理由がないことが必ずしも明白でない場合、すなわち疑いのある場合には、請求を棄却することができないのであります。請求が不適法でない限りは、一應人身保護命令を発することが建前となつておられますが、この準備調査をするのは、人身保護の請求の濫用を防いで、まづたく理由のない請求を棄却し、事件をふるい落とすということが一つの目的でありまして、詳細な取調べは審問期日の取調べに譲られることとなつております。準備調査の結果、請求が棄却されたときには、この第八條によつて一時的な釈放処分をされておる被拘束者は、これを裁判所に呼出して、出頭せしめられた上、拘束者に引渡すのであります。その呼出しに應じないときは、第八條の第二項を適用して、これを勾引してその身柄を拘束者に引渡すというところに相なるのであります。なお本條によつて請求が棄却されたときには、請求者は、先ほど申しました第五條の不適法として却下された場合と同様に、他の管轄裁判所に、その事件について再び審査を求めるとともに、同様な手続をするということができるを解釈してあります。つまりここにまた一時不再理は適用がないという考えであります。

次に第十條であります。第十條がこの手続における根幹をなす審問手続の規定であります。修正の結果、この十條の「前條の場合を除く外」というのは、「第五條又は前條第一項の場合を除く外」というふうに改められることにな

りました。裁判所は一定の日時及び場所を指定し、審問のために請求者又はその代理人、被拘束者及び拘束者を召集する。拘束者に対しては、被拘束者を前項指定の日時、場所に出頭させることを命ずると共に、前項の審問期日までに拘束の日時、場所及びその事由について、答弁書提出することを命ずる。前項の命令書には、拘束者が命令に服さないときは、勾引し又は命令に服するまで勾留することがある旨及び遅延一日につき、五百円以下の過料に処することがある旨を附記する。命令書の送達と審問期日との間には、三日の期間をおかなければならない。その次にいつて多少修正をいたしました。「審問期日は、第一條の請求があつた日から一週間以内これを開かなければならない」ということを挿入いたしました。そうして但書に続きまして「但し、特別の事情があるときは、期間は各々これを短縮又は延長することができる」というふうに改められています。九條で御説明いたしましたように、準備調査の結果、裁判所が人身保護の請求を理由ないものとして棄却する。それから第五條によつて却下する。それらの場合を除きまして、審問期日を定め、関係者を召集して、いわゆる人身保護命令書の発給及び審問手続を行うのであります。この命令書の発給及び審問の手続はこの法律の核心をなすものであります。本條はこの手続を規定したものであります。まず審問期日の指定及び當事者の呼出しであります。審問期日の指定は、裁判所において審問する日時場所を定めてこれをするのであります。その日時場所

に人身保護の請求者、本人またはその代理人たる弁護士、被拘束者及び拘束者を呼出すために、それらに召喚状を発するのであります。召喚状の様式は最高裁判所の規則に譲ることにしておきます。二番目の人身保護命令書の発給であります。右の召喚状とともに拘束者に対していわゆる人身保護命令書を発するのであります。この命令書をもつて被拘束者を審問期日に出頭させること、つまり被拘束者の身柄を差出すことを命ずる。そうして審問期日までに被拘束者を拘束した期日、場所並びに拘束の事由を開示した答弁書を提出すべきことを命ずるのであります。右の命令書にも拘束者が命令に服しない、被拘束者を出頭せしめず、または答弁書提出しないときは、勾引し、または命令に服するまで勾留することがある旨、及び遅延一日につき五百円以下の過料に処することがある旨を附記せねばならないのであります。この附記に書きますとこの制裁は、審問期日に、右命令に違背したことが判明した場合に科せられるというこの警告であつて、命令に服従すべきことの間接強制となるのであります。この裁判はいわゆる法廷侮辱罪の性質を有するものであります。法廷侮辱罪の規定のないわが國では、民事罰、もしくは秩序罰と見るべきものであつて、その手続は最高裁判所の規則で定めるつもりであります。人身保護命令書は拘束者に送達するのであります。その送達と審問期日との間には、少くも三日の期間を置かなければならないというようにしてあります。この三日の期間を置くことは、答弁書をつくる準備のために與えられた

のであります。三日以上幾日の期間を置いて差支えないという趣旨ではありません。答弁書の送達後、なるべく早い時期に審問期日が開かれることが要求せられますので、修正案中におきまして、第一條の請求があつた日から、一週間以内これを開かなければならないというように規定をいたしました。なおこれらの期間は拘束者、または被拘束者の所在地と裁判所との距離、交通の関係など特別の事情も考慮に入れます。これを短縮または延長することができるといふことにしたのであります。なおこの人身保護命令書の送達の手続は、最高裁判所の規則で定めることとしてあります。

次に第十二條であります。審問期日における取調は、被拘束者及び弁護士の出席する本開の法廷において、これを行う。弁護士のいないときは、裁判所は弁護士の中から、これを選任せねばならない。その次に第三項といたしまして「次のように修正することにしたのであります。それは「前項の弁護人は旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる」ということを新しく附け加えてあります。十二條は、審問期日における取調に、被拘束者本人及びその弁護人が出席せねばならないこととしてあります。それは被拘束者の立場からその弁明、意見を十分に陳述したためであります。また取調を公開の法廷で行ふものとしたのは、被拘束者の利益のために、公明正大にことを運ぶ趣旨であります。これは憲法第三十四條後段の趣旨にこたえるものであつて、人身保護命令書の手続として最も重要な要件であります。なお審問期日は延期することなく、迅速に運ばなければならないのであります。この手続は他の事件に優先して進めなければならないのであつて、履行の必要があれば連日開廷せらるべきものと考へら

ら、この裁判所及び検察官に対しては右の旨を通知いたしました。審問期日に立会う機会を與えておるのであります。申すまでもなく、拘束の理由等について意見を述べることの機会を得せしめるわけでありまして、なおこれによつて、その審問期日の審理において、拘束命令書の発給が形式的に、また手続上合法であるかどうかというこの判断を正確にすることができると思ふのであります。

次に第十二條であります。審問期日における取調は、被拘束者及び弁護士の出席する本開の法廷において、これを行う。弁護士のいないときは、裁判所は弁護士の中から、これを選任せねばならない。その次に第三項といたしまして「次のように修正することにしたのであります。それは「前項の弁護人は旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる」ということを新しく附け加えてあります。十二條は、審問期日における取調に、被拘束者本人及びその弁護人が出席せねばならないこととしてあります。それは被拘束者の立場からその弁明、意見を十分に陳述したためであります。また取調を公開の法廷で行ふものとしたのは、被拘束者の利益のために、公明正大にことを運ぶ趣旨であります。これは憲法第三十四條後段の趣旨にこたえるものであつて、人身保護命令書の手続として最も重要な要件であります。なお審問期日は延期することなく、迅速に運ばなければならないのであります。この手続は他の事件に優先して進めなければならないのであつて、履行の必要があれば連日開廷せらるべきものと考へら

れます。この点についてアメリカの法典には、当事者が特に要求しない限り、人身保護命令書に対して答弁後五日以内に審理しなければならぬことになっております。審問期日に被拘束者の弁護人を依頼していないときは、裁判所は弁護士の中から弁護人として適當なものを選任せねばならないことになっております。この弁護人は刑事訴訟手続の國選弁護人と同性質のものであります。選任の方法については、これまで最高裁判所の規則で定めることを予定しております。なおその弁護人に対しては旅費、日当、宿泊料、報酬等を支給することはもとよりでありませんが、これも本法ではつきり規定することにいたしました。審問期日に出席すべき当事者は、被拘束者本人、その弁護人のほか、拘束者、請求者及びその代理人等であります。拘束令状を發した裁判所の裁判官、檢察官は立会うことができるのでありますが、これは当事者として出席することを要するといふ意味ではございません。

次に第十三條、「審問期日においては、請求の趣旨、その理由及び拘束者の答弁を聴いた上、証拠資料の取調を行う。本條は、審問期日における取調の順序方法を規定したのであります。審問期日の手続としては、まず人身保護の請求者が、請求書に基いて請求の趣旨及び請求の理由を陳述し、これに対して拘束者が、拘束の事由を明らかにするために、答弁書に基いて陳述する。そして審問期日の取調のために準備調査が行われている場合には、これの調査の結果を陳述したまたは採用することができる。また審問期日には被拘束者及びその弁護人も出席して被拘束者の利益のために、弁明あるいは意見の陳述をなし得ることは当然であり、審問期日には拘束令状を發した裁判所の裁判官、檢察官も立会つて、拘束に關して意見を述べることができ、審問期日における取調の中心は、拘束の事由があるかどうかということと判断するのであつて、主たる当事者はやはり請求者と拘束者である。殊に憲法第三十四條後段の趣旨に従つて拘束の事由を開示せしめる点にかつております。かくて各当事者の主張、弁明、意見の陳述があつた上で証拠資料の取調が行われ、当事者の申立により、または職権をもつて証人の尋問、書証の提出、その他必要に應じて鑑定、検証等も行われるのであります。証拠調が終つて、請求者と拘束者の間に、拘束の手続が不法であるか、合法であるかという点について論議が行われ、その結果によつて裁判所が判決するといふことになつております。

審問期日は必ずしも一日で終るわけでありませんが、これを継続する間、判決に至るまで、拘束者が出席せしめられた被拘束者の身柄といふものは、これは裁判所の支配のもとに留置され、おかなければならないのであります。どういふ方法で留置されるかということとは、これは最高裁判所のルールで定めることになっております。たとへば被疑者または未決の被告人を收容する拘留所、あるいはもよりの警察署の留置場等を借りるということになると考へております。

次に第十四條であります。裁判所は審問の結果、請求を理由なしとするときは、判決をもつてこれを棄却し、被拘束者を拘束者に引渡す。請求理由ありとするときは、判決をもつて被拘束者を直ちに釈放する。これは審問期日において第十三條に従つて審問した結果、裁判所が人身保護の請求者のなした請求が、理由がない。すなわち拘束は合法であつて、手続上何ら不法の点がないと判断したときには、判決をもつてこれを棄却する。従つて拘束者が審問期日に裁判所に出席せしめた被拘束者の身柄は、これを拘束者に引渡すのであります。その引渡しは裁判所が事實行為をもつて現実の引渡しをなすのであります。檢事の手を経てやるものではございません。この棄却判決に對しては、請求者またはその代理人から、最高裁判所に訴上することができ、ることになつております。これは第十八條に規定してあるのであります。審問期日において審問の結果、裁判所が請求者の理由がある。すなわち被拘束者に対する拘束が不法であつて、正当な理由によらない拘束であると判断したときには、判決をもつて請求者を釈放するのであります。この判決の執行として、裁判所は判決の確定を待たないで、ただちに事實行為をもつて被拘束者を現実に釈放してしまふのであります。この釈放の判決に對しては、拘束者から不服の申立として上訴をすることができ、るのであります。しかしながら被釈放者に犯罪があるかどうかといふことは別問題でありますから、被釈放者に對して公訴が提起されておるときは、被釈放者といへども被告人として犯罪の有無について裁判所の判決を受けねばならないことはもちろんであります。この場合にこの釈放者に対して勾留状が發せられておるときは、その勾留状による拘束が不法であるとして釈放したのであるから、その勾留状は釈放判決によつてその効力を失うものと解釈せねばなりません。釈放の判決は、右の勾留状による拘束を不法としてその効力を奪うといふ趣旨だからであります。その後有罪の判決があれば、その判決によつて再び拘束されることになるのは當然であります。

次に第十五條であります。第十五條は原案の十五條以下を一條ずつ繰下げまして、新しく十五條として一條挿入することにいたしました。それは「第五條、第九條第三項及び前條の裁判において、拘束者又は請求者に対して、手續に要した費用の全部又は一部を負担させることができる。」つまり費用負担の原則をここに設けたわけであり、従つて、今度はこの原案の十五條つまり新しく十六條なるわけであり、これは拘束者が第十條第二項に規定する人身保護命令書をもつて拘束者に対してなした命令、すなわち審問期日には拘束者を出頭させること並びに審問期日まで、拘束の日時場所、及びその事由についての答弁書提出することの命令に違背して應じないときには、裁判所は勾引状をもつて拘束者を勾引し、または命令に違背した日数によつて一日について五百円以下の割合の過料に処することと規定するといふことを規定した條文であります。

次に、原案の第十六條であります。これは新しく十七條と相なります。これは「被拘束者から弁護人を依頼する旨の申出があつたときは、拘束者は遅滞なくその旨を、被拘束者の指定する弁護士に通知しなければならぬ。被拘束者が弁護士を指定しないか、又は指定した弁護士に事故があるときは、前項の通知は被拘束者の所在地の弁護士会にこれをなす。」という規定であります。審問期日における取調は、被拘束者よりその弁護人の出席する法廷で行われるのであつて、弁護人を被拘束者が選任しないときは、裁判所が職権で弁護人を選定することを要するのであります。これは十二條に規定がござい、だから右裁判所の選任するいわゆる國選弁護人を附するよりも、なるべく被拘束者本人が選任する弁護人を立会わしめることが適當である。それであり、本條で被拘束者から弁護人を依頼する申出があつたときには、拘束者は遅滞なく被拘束者の指定する弁護士に通知しなければならぬこととしたのであります。

次に、原案の第十七條新しく十八條になります。第一條の請求を受けた裁判所は「被拘束者から弁護人を依頼する旨の申出があつたときは、拘束者は遅滞なくその旨を、被拘束者の指定する弁護士に通知しなければならぬ。被拘束者が弁護士を指定しないか、又は指定した弁護士に事故があるときは、前項の通知は被拘束者の所在地の弁護士会にこれをなす。」という規定であります。審問期日における取調は、被拘束者よりその弁護人の出席する法廷で行われるのであつて、弁護人を被拘束者が選任しないときは、裁判所が職権で弁護人を選定することを要するのであります。これは十二條に規定がござい、だから右裁判所の選任するいわゆる國選弁護人を附するよりも、なるべく被拘束者本人が選任する弁護人を立会わしめることが適當である。それであり、本條で被拘束者から弁護人を依頼する申出があつたときには、拘束者は遅滞なく被拘束者の指定する弁護士に通知しなければならぬこととしたのであります。

次に、原案の第十七條新しく十八條になります。第一條の請求を受けた裁判所は「被拘束者から弁護人を依頼する旨の申出があつたときは、拘束者は遅滞なくその旨を、被拘束者の指定する弁護士に通知しなければならぬ。被拘束者が弁護士を指定しないか、又は指定した弁護士に事故があるときは、前項の通知は被拘束者の所在地の弁護士会にこれをなす。」という規定であります。審問期日における取調は、被拘束者よりその弁護人の出席する法廷で行われるのであつて、弁護人を被拘束者が選任しないときは、裁判所が職権で弁護人を選定することを要するのであります。これは十二條に規定がござい、だから右裁判所の選任するいわゆる國選弁護人を附するよりも、なるべく被拘束者本人が選任する弁護人を立会わしめることが適當である。それであり、本條で被拘束者から弁護人を依頼する申出があつたときには、拘束者は遅滞なく被拘束者の指定する弁護士に通知しなければならぬこととしたのであります。

次に、原案の第十七條新しく十八條になります。第一條の請求を受けた裁判所は「被拘束者から弁護人を依頼する旨の申出があつたときは、拘束者は遅滞なくその旨を、被拘束者の指定する弁護士に通知しなければならぬ。被拘束者が弁護士を指定しないか、又は指定した弁護士に事故があるときは、前項の通知は被拘束者の所在地の弁護士会にこれをなす。」という規定であります。審問期日における取調は、被拘束者よりその弁護人の出席する法廷で行われるのであつて、弁護人を被拘束者が選任しないときは、裁判所が職権で弁護人を選定することを要するのであります。これは十二條に規定がござい、だから右裁判所の選任するいわゆる國選弁護人を附するよりも、なるべく被拘束者本人が選任する弁護人を立会わしめることが適當である。それであり、本條で被拘束者から弁護人を依頼する申出があつたときには、拘束者は遅滞なく被拘束者の指定する弁護士に通知しなければならぬこととしたのであります。



おるのでありますが、法務總裁のただいまのお考えでは、これに御賛成でありますか。いかがでありますか。

○鈴木國務大臣 私人としては、法務總裁の御意見に賛成であります。但し政府としては、一つの参考意見として慎重に考慮いたしまして、立案をいたしたいと思つて、政府としては、ただいまのような御提案も、十分考慮の中に入れて、將來の制度を考えていく。かようにお答えしておきます。

○鍛冶委員 なおほかの問題であります。この両法案を見ますと、超過勤務手当というものをなくすることに立案せられておるのであります。そこでわれわれは、なくしなければならぬ事情があるならば、あえて固執もいたしません。が、せつかく超過せられたように出ておりました。ほかの官吏が超過勤務において相当の収入がある。しかるに裁判官及び検察官において、これを賈わないで本俸だけはよろしいのだが、オーバー勤務を入れるならば、えつて優遇にならぬと、もしくはそれほどの優遇でないということになります。有名無実な終ると思ふのであります。有名無実な終ると思ふのであります。この点についてわれわれは大蔵省当局に、他の官吏の超過勤務手当をどのように出しておるか、明確に資料を求めたのであります。遺憾ながら出ておりません。従つて本日ここできめることに相当躊躇するのであります。けれども、一應もし法務總裁において他の官廳の事情をお知りならば、その点をお聴かせ願ひたいし、なおまたお知りでないならば、これではたして他の官吏よりも優遇になつておるか、どうか。また優遇にあらざれば、そういうことばないと思つて、その

点をまず第一の前提としてお伺ひたいと思つておきます。

○鈴木國務大臣 超過勤務手当の問題は大切でありますから、これを立案するにつきては、大蔵当局とも協議いたしまして資料の提出を求めたのであります。が、實際が國の公務員の超過勤務手当というものは非常にまちまちでありまして、画一的な統計のようなものをもつて、ただちに示し得るようには簡単でないであります。そのためにごく大まかな調査しかできなかつたのであります。もう少しこれが正確にできるような資料を、速やかに整へたいと思つておられますが、何しろ實際に行われておる慣例が非常にまちまちなのであります。しかし、大体の観測におきましては、一般の官吏に比して超過勤務手当を入れても、比較する官吏との種類によつても違ひますが、なお三、四割、五割くらいまで高い給料に相なる。こういう結論を得て提案をいたした次第であります。

○鍛冶委員 以上の質問に基きまして結論を申し上げます。多少の修正はいたすかもしれませんが、本委員会においては大体において御提案の趣旨をむづもりであります。従ひましてこれをのみます。従ひまして、裁判官の採用方法について根本的の改革あるものとす。この点についてわれわれは大蔵省当局に、他の官吏の超過勤務手当をどのように出しておるか、明確に資料を求めたのであります。遺憾ながら出ておりません。従つて本日ここできめることに相当躊躇するのであります。けれども、一應もし法務總裁において他の官廳の事情をお知りならば、その点をお聴かせ願ひたいし、なおまたお知りでないならば、これではたして他の官吏よりも優遇になつておるか、どうか。また優遇にあらざれば、そういうことばないと思つて、その

優遇の案を立てていただく。この二点を条件としてお願いしたい。これは私は本委員会の代表の意味で申し上げるわけでありませぬ。

○井伊委員長 この際委員長のもと、各党の共同提案になる裁判官の報酬等に関する法律案に対する修正案が提案されておりますので、これを讀み上げます。

裁判官の報酬等に関する法律案の一部を次のように修正する別表中、東京高等裁判所長官 一万八千円、その他の高等裁判所長官 一万七千円とあるを、

東京高等裁判所長官 一万九千円、その他の高等裁判所長官 一万八千円と改める。

この修正案に対する提案の説明を願ひます。佐藤昌三君。

○佐藤委員 私はただいま委員長の御朗読になつた各党共同提案にかかる裁判官の報酬等に関する法律案の修正について、簡単にその提案の理由を説明いたします。そも、本委員会において審議中の裁判官の報酬等に関する法律案並びに検察官の俸給等に関する法律案は、司法官たる裁判官の新憲法下における地位の優位を確立し、これに伴つた相当の報酬を給與するため、また検察官についてはこれに準ずる地位に鑑みて、同様一般官吏よりは異つた優遇を與ふる趣旨のもとに、この二法案が政府から提案されたように承知しておるものであります。その趣旨を貫徹するため、私はこの修正を必要と認めるものであります。現在通貨の不安定、経済社会生活の動搖等、諸般の事

情を考慮いたしまして、現段階において與えられた報酬給與の水準は、この原案をもつてあるいは満足しなればならないかと思はれるのであります。が、特に裁判官の報酬については、東京高等裁判所長官及びその他の高等裁判所長官に対する原案の報酬をもつてしたので、その趣旨が徹底されなかつたのであります。私はこの点についてのみ、國家財政上許された範囲のものであると思つて、ゆゑに、この修正を提案する次第であります。各委員におかれましては何とぞ御賛同あらんことを切に希望する次第であります。

○井伊委員長 それでは両案を一括して討論に付します。

○石井委員 社会党を代表いたしまして意見を申し上げます。社会党といたしましては、検察官の俸給等に関する法律案は原案に賛成をいたし、裁判官の報酬等に関する法律案については修正案に賛成をいたします。

○中村(俊)委員 私は民主を代表いたしまして、ただいま御提案の修正案に賛成いたします。

○松本委員 民主自由を代表いたしまして、ただいまの修正案に賛成の意を表します。

○大島(多)委員 裁判官と検察官の報酬並びに俸給に關しましては、わが党におきましても相当論議がありまして、必ずしも意見の一致を見なかつたのであります。しかし、ただいまの各派共同提案になる修正案は、両者の主張の均衡をはなはだしく失ふこともない、かつ新憲法に規定されておる裁判官優位の精神にも副ふことになり、まことに妥當なるものと考えまして、こ

こに國民協同党を代表いたしまして、ただいまの修正案並びにその修正を除いたほかの部分に対する政府の原案に、賛意を表する者であります。

○北浦委員 私は判事と検事によつて待遇を異にするというところは根本的に反対であります。殊に地域的移給といふことをこのごろ聽きますが、いかにもこれは東京あたりに住んでおる判事、検事と、田舎に住んでおる判事、検事とは、もちろん区別しなければいけません。そこで東京におる判事と検事とを区別するといふことは、これは憲法的にも、法理的にも、今日のところでは何らの根拠がない。しかし鍛冶君の質問があり、鈴木總裁の御答弁を拜聴いたしますと、特に今後は判事に限つて、検事よりも優位なる報酬を受くべく任用その他の制度をかえるのだ、こういうお言葉でありますから、このお言葉に信願いたしまして、修正案並びに原案に対して賛成いたします。

○井伊委員長 これにて質疑及び討論は終局いたしました。

これより採決をいたします。採決は各案各別に行います。最初に裁判官の報酬等に関する法律案について採決いたします。

○井伊委員長 起立議員。よつて満場一致をもつて提案のごとく修正するに決しました。

次にただいま修正に決しました部分を除いては、原案の通り決するに賛成

の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○井伊委員長 起立総員。よつて本案は満場一致をもつて提案のごとく修正可決せられました。

次に検察官の俸給等に関する法律案について採決いたします。本案については政府原案の通り決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○井伊委員長 起立総員。よつて本案は全会一致をもつて原案の通り可決せられました。

それでは本日の会議はこれをもつて閉じます。

午後四時十三分散会

〔参 照〕

裁判官の報酬等に関する法律案（内閣提出）

検察官の俸給等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により附録に掲載〕

昭和二十三年七月十三日印刷

昭和二十三年七月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局